

# 入札公告

令和6年3月11日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官

横浜植物防疫所長 森田 富幸

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 新山下庁舎外設備管理業務請負契約
- (2) 仕様等 : 入札説明書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書による

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

## 3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階  
横浜植物防疫所総務部会計課 調達係  
TEL 045-211-7151
- (2) 日時 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで  
(ただし、行政機関の休日を除く。午前9時～午後5時)

## 4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札した者は、担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

## 5. 提出書類等

- (1) 提出書類 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 提出期限 令和6年3月26日（火） 午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3の（1）に同じ（郵送可とする。）

## 6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月27日（水） 午後1時30分 入札後直ちに開札を行う
- (2) 場 所 横浜植物防疫所 会議室（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階）  
ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和6年3月26日（火）午後5時までに上記3の（1）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。  
なお、電報、ファックスによる入札は認めない。

## 7. 入札保証金及び契約保証金

免除

## 8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

## 9. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 10. 契約書の作成の要否

要

### 11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html>）をご覧ください。

# 共通仕様書

【新山下庁舎外設備管理業務】

仕様書 番号	件 名	履 行 場 所
1	空気環境測定業務	新山下庁舎
2	消防設備点検業務	新山下庁舎 大黒埠頭検査場 研修センター
3	下水道排水分析業務	新山下庁舎
4	自家用電気工作物保安管理業務	新山下庁舎 大黒埠頭検査場 研修センター
5	樹木剪定及び除草業務	大黒埠頭検査場 研修センター
6	貯水槽清掃消毒及び水質検査業務	新山下庁舎
7	浄化槽保守点検業務	大黒埠頭検査場
8	エレベータ設備保守・点検業務	新山下庁舎 (第一庁舎)

履行場所及び住所	
大黒埠頭検査場	〒230-0054 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭19-2
新山下庁舎	〒231-0801 神奈川県横浜市中区新山下1-16-10
研修センター	〒231-0862 神奈川県横浜市中区山手町277

## その他

1. 契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
2. 仕様書番号1~4・6・7の業務については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」及び別紙仕様書並びに関係法令を遵守し、対象設備の横浜植物防疫所総務部会計課調達係（以下、担当職員という。）の指示に従い、本業務を行うこと。
3. 作業を行う際の必要な最小限の電気・ガス・水道については、無償で 사용할ことができることとする。
4. 作業の過程で発生する廃棄物は、関係法令等に基づき請負者が適切に回収、処分すること。
5. 各仕様書における詳細の実施日は、実施予定日の14日前までに担当職員と協議して決定すること。
6. 点検の結果、不具合が発見された場合、速やかに担当職員にその内容と対応案を報告すること。対応の実施については、発注者と協議すること。
7. 請負者の過失で発生した不具合は、速やかに担当職員にその内容と対応案を報告し、請負者の責任で補修等を行うこと。
8. 各仕様書の業務について、業務終了ごとに14日以内に報告書を各履行場所及び横浜植物防疫所本所に一部ずつ提出すること。
9. 関係法令に基づき各機関に報告が必要な場合は、点検終了後14日以内に報告を行うこと。
10. 請負者は契約締結後10日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日を除く）に仕様書番号1~8について履行場所ごとに作業実施者の一覧、管理体制図（連絡先含む）、業務対応に必要な国家資格等の免状等の写し及び「業務の実施に必要な知識及び経験を有する者」を作業実施者とする場合は、要件を確認できる資料を発注者に提出すること。又、作業従事者が変更する場合は、事前に報告すると共に上記の資料を再度提出すること。
11. 支払期限は、適法な支払請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。
12. 本仕様に疑義がある場合には担当職員に問い合わせること。

# 仕 様 書 1

1. 件 名：空気環境測定業務

2. 履 行 場 所：新山下庁舎

3. 実 施 時 期：5月、7月、9月、11月、1月、3月

4. 仕 様

(1) 作業内容

- ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「健康増進法」に準じた測定等業務の実施とその結果の評価を行うこと。
- ・測定ポイントは、「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」に準じて決定すること。なお、各施設の面積は別紙「庁舎構造別面積」のとおりとなる。
- ・測定項目  
下記①～⑥の6項目について「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」に準じて実施すること。

- ① 浮遊粉塵の量
- ② 一酸化炭素含有
- ③ 二酸化炭素
- ④ 温度
- ⑤ 相対湿度
- ⑥ 気流

5. そ の 他

- ・作業実施者は、空気環境測定実施者と同等以上の資格及び業務の実施に必要な知識及び経験を有する者とする。

## 別紙

## 庁舎構造別面積

官署名	庁舎等名	構造	面積(m <sup>2</sup> )	竣工年月日
新山下庁舎	病菌実験室 A B	RC	31	S49. 12. 5
新山下庁舎	第二庁舎	RC	764	S63. 2. 29
新山下庁舎	第三庁舎	RC	368	H6. 10. 7
新山下庁舎	隔離実験温室	RC	150	H6. 10. 7
新山下庁舎	倉庫	RC	30	H8. 3. 26
新山下庁舎	第一庁舎	RC	2, 290	H16. 10. 5
新山下庁舎	高精度検定温室	RC	350	H17. 3. 28

## 仕 様 書 2

1. 件 名 消防設備点検業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 実 施 時 期
  - ①新山下庁舎、大黒埠頭検査場、研修センター  
機器点検 9～10月の間に1回実施  
総合点検 1～2月の間に1回実施
4. 作業内容
  - ・ 対象設備（別紙、消防設備点検対象表参照）について、「消防法17条の3の3」及び「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」並びに「建築基準法」に基づき、機器点検及び総合点検を実施すること。  
点検終了後は、消防署等関係各所に報告を行うこと。
5. その他
  - (1) 作業実施者は、消防設備点検資格者と同等以上の資格及び業務の実施に必要な知識及び経験を有する者とする。
  - (2) 点検に使用するテストヒーター等裸火を使用する場合には、必ず消火器を携行する等、防火に十分留意すること。

消防設備点検対象表

施設名	設備名称	項目	機器点検		総合点検	
			数量	単位	数量	単位
大黒埠頭検査場	消火器	外観点検粉末消火器・加圧	12	本	12	本
		運搬	1	式	1	式
新山下庁舎第1庁舎 新山下庁舎第2庁舎 新山下庁舎第3庁舎	自動火災報知設備	受信機P型1級	2	台	2	台
		差動式スポット型感知器	116	個	116	個
		定温式スポット型感知器	19	個	19	個
		煙感知器	12	個	12	個
		発信器	6	個	6	個
		電鈴	7	個	7	個
		表示灯	6	個	6	個
		電源装置	2	式	2	式
	防火排煙設備	連動制御盤 11回線	1	台	1	台
		煙感知器	11	個	11	個
		ダンパー	4	台	4	台
		防火戸	8	台	8	台
		電源装置	1	式	1	式
		排煙窓(第1庁舎のみ)	42	式		
	誘導灯及び誘導標識	避難口灯、通路灯(小型)、階段通路灯	23	個	23	個
		配線点検			2	式
	消火器	機能点検1粉末消火器50型	27	本	27	本
		車載式消火器50型	1	台	1	台
	ガス漏れ火災警報設備	受信機個別電送式	2	台	2	台
		検知器一般型	23	個	23	個
		常用電源	2	式	2	式
		配線点検			2	式
		予備電源	2	式	2	式
研修センター	自動火災報知設備	受信機P型1級 6回線	1	台	1	台
		差動式スポット型感知器	32	個	32	個
		定温式スポット型感知器	8	個	8	個
		煙感知器	6	個	6	個
		発信器	4	個	4	個
		電鈴	5	個	5	個
		表示灯	4	個	4	個
		電源装置	1	式	1	式
		運搬	1	式	1	式
	誘導灯及び誘導標識	避難口灯(小型)	7	個	7	個
		配線点検			1	式
	消火器	外観点検粉末消火器・加圧	14	本	14	本
	防火設備	連動制御盤 1回線	1	面	1	面
		煙感知器	1	個	1	個
		防火戸	1	面	1	面
		電源装置	1	式	1	式

## 仕 様 書 3

1. 件 名 下水道排水分析業務
2. 履 行 場 所 新山下庁舎
3. 実 施 回 数
  - ・有機燐化合物 2週間に1回
  - ・ベンゼン及びフェノール類 1か月に1回
  - pH
  - ・アンモニア性窒素、3か月に1回
  - 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素等含有量
4. 仕 様
  - ・ 水質の測定は、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）」に規定する検定の方法により行うこと。
  - ・ 測定のための試料は、9：00～17：00の間に、水深の中層部から採取する事。
  - ・ 試料の採取は、排出口又は除外施設等の出口で行うこと。

# 仕 様 書 4

1. 件 名 自家用等電気工作物保安管理業務

2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり

3. 対象設備

大黒埠頭検査場

：受電設備 電圧6, 600V 設置容量 105kVA

新山下庁舎：受電設備 電圧6, 600V 設置容量 750kVA

研修センター：動力電灯等の配電盤及び配電線

4. 実施回数・時期

①大黒埠頭検査場及び新山下庁舎

	需要設備	発電所	小出力発電設備	配電線路
月次点検	隔月1回	—	—	—
年次点検	毎年1回（原則、10月に実施）			
臨時点検	必要の都度			

②研修センターにおける実施回数及び時期 年1回(原則4月に実施)

5. 仕 様

「電気事業法第43条第1項」に定められた自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を保安規定に基づいて実施すること。

実施にあたっては、「「自家用電気工作物の標準的な点検項目について」（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正）平成21年5月経済産業省」に基づくものとする。

また、電気工作物の維持及び運用が適正に行われるように、指導・助言を行うこと。

なお、研修センターの動力電灯等においては、配電盤及び配電線等の維持点検及び緊急時対応を行う。

6. その他

現場監督者は、第3種電気主任技術者と同等以上の資格及び業務の管理に必要な知識及び経験を有する者とする。

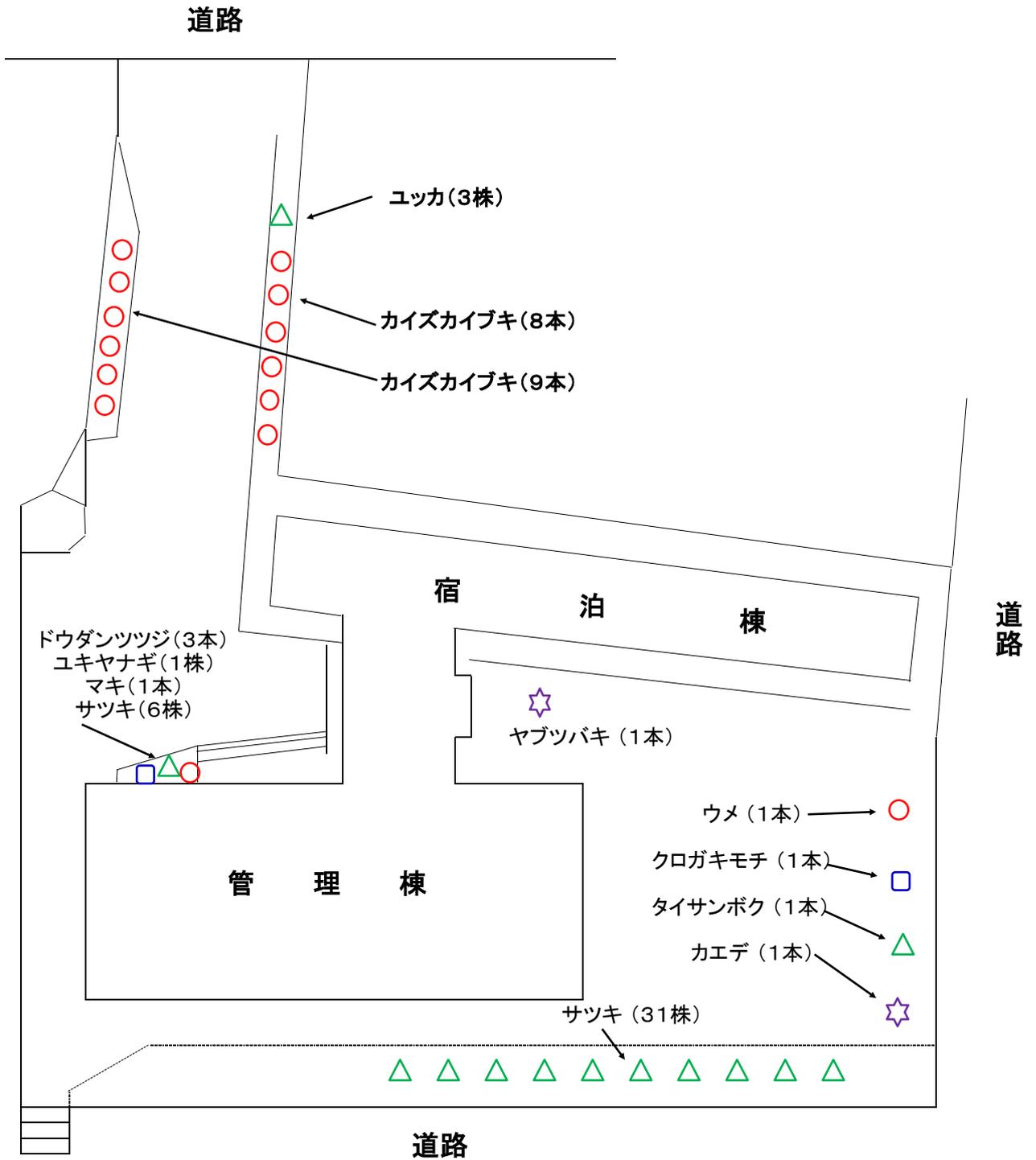
# 仕 様 書 5

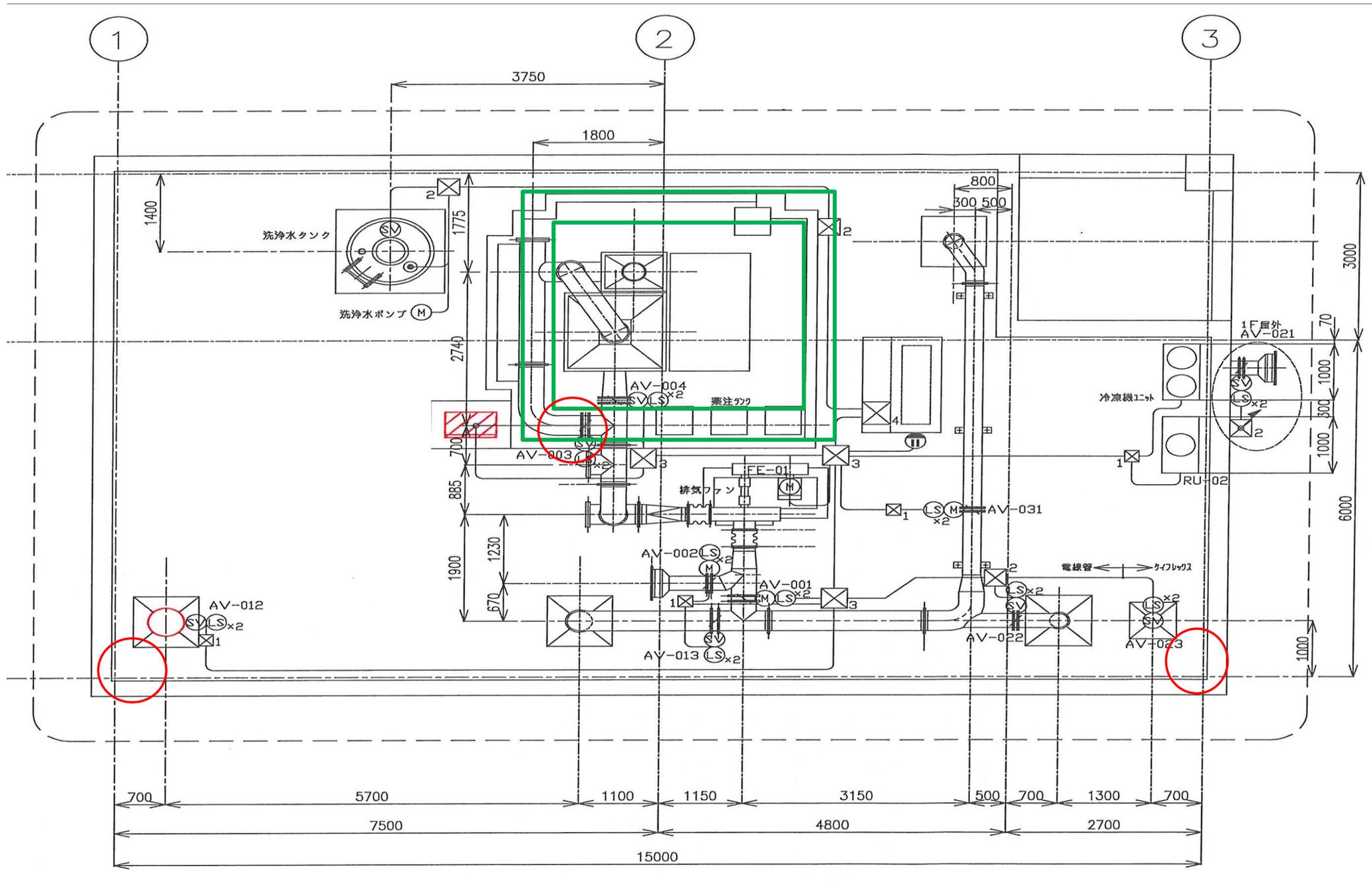
1. 件 名 樹木剪定及び除草業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 実施回数・時期
  - (1) 大黒埠頭検査場  
樹木剪定：年2回（契約締結時～7月及び9～11月）  
草刈、笹竹枝払い等（側溝・雨どいの清掃含む）の除草  
：年2回（契約締結時～7月及び9～11月）
  - (2) 研修センター  
樹木剪定：年2回（契約締結時～7月及び9～12月）  
草刈、笹竹枝払い等（側溝・雨どいの清掃含む）の除草  
：年4回（契約締結時～5月、7月、8月及び11～12月）
4. 仕 様
  - ・ 大黒埠頭検査場及び研修センター敷地内（別紙1及び別紙2）の樹木剪定、草刈及び笹竹枝払い等（側溝・雨どいの清掃含む）を行うこと。  
なお、大黒埠頭検査場は、大黒埠頭検査場くん蒸庫屋上赤丸部分（別紙3）の清掃も行うこと。
  - ・ 刈り草、切り枝以外のゴミ（瓶、缶、ペットボトル、紙などの燃えるゴミ等）についても回収し処分すること。
  - ・ 既存施設及び周囲の民家、物品等に損傷の恐れがある場合は、適切に養生を行うこと。
  - ・ 業務に使用する機械に必要な燃料等は請負者の負担とすること。
  - ・ 機械作業を使用するため、作業員の安全及び周囲の安全対策に十分配慮すること。
  - ・ 機械を使用することにより騒音が生じることが予測できる場合は、苦情回避のため、近隣の住人に事前に周知すること。
  - ・ 実施時期については、次期実施の間隔を原則6週間以上開けること。





# 樹木配置図





別紙3 大黒埠頭検査場 くん蒸庫 屋上

# 仕 様 書 6

1. 件 名 貯水槽清掃消毒及び法定検査業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 対 象 設 備 新山下庁舎：地下・2槽式 有効数量9.3 m<sup>3</sup> 1基
4. 実 施 時 期 貯水槽清掃 . . . . 10月  
水質検査 . . . . 1～3月  
貯水槽管理状況の検査 . . . . 10月
5. 仕 様
  - (1) 貯水槽清掃
    - ・ 貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質等を除去し洗浄すること。
    - ・ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除すると共に、タンク周辺の清掃を行うこと。
    - ・ 清掃終了後、水道引き込み管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
    - ・ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行うこと。
    - ・ 貯水槽に通じている給水ポンプ及び配管に空気が入ってしまった場合は、清掃終了後に空気を抜くこと。
    - ・ 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
    - ・ 消毒薬は高圧洗浄機等を利用した吹き付け又はブラシ等を利用して行うこと。
    - ・ 消毒に用いた排水は、タンク外に完全に排除すること。
    - ・ 消毒終了後は、タンク内に人の出入りを禁止する措置を講じること。
    - ・ 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。
  - (2) 水質検査
    - ・ 貯水槽清掃終了後、末端水栓にて水質検査用水を採水し、10項目水質検査（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素）

素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）を行うこと。

- ・ 検査基準値は、水道法に基づく「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）」の最終改正に基づくこと。
- ・ 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」の最終改正に基づくこと。

### （3）貯水槽管理状況の検査

- ・ 貯水槽の周囲の状況を確認すること。
- ・ 貯水槽本体の状況を確認すること。
- ・ 貯水槽上部の状態を確認すること。
- ・ 貯水槽内部の状態を確認すること。
- ・ マンホールの状態を確認すること。
- ・ オーバーフロー管の状態を確認すること。
- ・ 通気管の状態を確認すること。
- ・ 水抜き管の状態を確認すること。
- ・ 給水管等の状態を確認すること。
- ・ 給水栓における簡易な水質検査(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素)を確認すること。
- ・ 書類の整理及び保存の状態を確認すること。

### （4）小規模受水槽水道受検結果報告書の作成及び横浜市保健所長へ提出し、写しを当所へ提出すること

## 6. その他

- （1）小規模受水槽水道の検査は、横浜市と協定を締結している小規模受水槽水道検査機関が検査を行うこと。
- （2）作業監督者は、貯水槽清掃作業監督者と同等以上の資格及び業務の管理に必要な知識及び経験を有する者とする。
- （3）業務実施報告書2部作成し書面で提出すること。

# 仕 様 書 7

1. 件 名 浄化槽保守点検業務
2. 履 行 場 所 共通仕様書のとおり
3. 対 象 設 備 西原ネオ AAC-6N  
(分離・接触ばつき方式、6人槽)
4. 実施時期・回数  
保守点検：4月・7月・10月・1月（年4回）  
清 掃：原則1月（年1回）  
法定検査：原則1月（年1回）
5. 仕様  
(1) 保守点検・清掃においては、「対処設備の維持管理要領書及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条及び第3条」に則り、行うこと。  
(2) 法定点検においては、「環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第4条及び9条」に則り、一般財団法人日本環境衛生センターにて行うこと。
6. その他  
作業管理者は、浄化槽管理士と同等以上の資格及び業務の管理に必要な知識及び経験を有する者とする。

# 仕 様 書 8

1. 件 名 エレベータ設備保守・点検業務
2. 履 行 場 所 新山下庁舎（第一庁舎）
3. 設 備 概 要 乗用（車椅子用）ロープ式エレベータ 1基

製造会社名：東芝エレベータ株式会社

積載量：750kg

定員：11名

運転速度：4.5m/分

停止箇所数：4箇所

特記仕様：火災管制運転装置付、  
停止時自動着床装置付、  
地震時管制運転装置視覚障害者用仕様（点  
字・音声合成装置）

## 4. 仕 様

本仕様はPOG(Parts・Oil・Greace) 契約を元に行うこととする。

### (1) 保守業務

- ・ 対象設備の運行状況を、24時間監視し、その運行状況に異変が生じたときは、直ちに良好な状態に回復させること。
- ・ 使用者が対象設備の異変を認識したときは、直ちに復旧すること。

### (2) 点検業務

- ・ 共通仕様書に基づき点検を行い、対象設備の性能維持に必要な清掃・給油・調整を行うこと。